

# 実績枠で選定に使用する就職実績について



申請する訓練と同一  
分野の実績だよ！！



(令和6年度第2四半期開講コースの認定申請の場合)

求職者支援訓練の選定にて、岡山支部が通知する就職率確定通知書に記載された雇用保険適用就職率の適用日が、申請受付開始日(令和6年4月1日)から1年前の日(令和5年4月1日)が属する月の初日(令和5年4月1日)までの間、

(令和5年4月1日～令和6年4月1日)に該当しない場合、「新規扱い」の申請となります。

《 2023年4月1日 ~ 2024年4月1日 》

雇用保険適用就職率の適用日は、訓練修了後7ヵ月を経過する日となりますので、

令和5年4月1日～令和6年4月1日の期間内に、雇用保険適用就職率の適用日が発生するのは、

訓練終了日が、令和4年9月1日から令和5年9月1日の期間内にある訓練コースが対象となります。

《 2022年9月1日 ~ 2023年9月1日 》



(認定様式第14号に記載できる訓練コースです。)

直近3コース、3コースなければ該当するすべてのコースを記載してください。